

# 清須市国民保護計画

愛知県清須市



<b>第 1 編</b>	<b>総 論</b>	<b>1</b>
第 1 章	市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	市の責務及び市国民保護計画の位置づけ	1
2	国民保護措置等の対象	1
3	市国民保護計画の構成	2
4	市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第 2 章	国民保護措置等に関する基本方針	3
第 3 章	関係機関の事務又は業務の概要等	5
1	国民保護措置等の基本的な仕組み	5
2	関係機関の事務又は業務の概要	6
第 4 章	市の地理的、社会的特徴	9
1	地理的特徴	9
2	社会的特徴	11
3	市の特徴	14
第 5 章	市国民保護計画が対象とする事態	15
1	武力攻撃事態の類型	15
2	緊急処理事態の種類	16
<b>第 2 編</b>	<b>平素からの備えや予防</b>	<b>18</b>
第 1 章	体制の整備等	18
第 1	市における組織・体制の整備	18
1	平素の業務	18
2	市職員の参集基準等	18
3	消防の初動体制の把握等	20
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	21
第 2	関係機関との連携体制の整備	21
1	基本的考え方	21
2	県との連携	22
3	他の市町村との連携	22
4	指定公共機関等との連携	23
5	事業所との連携	23
6	ボランティア団体等に対する支援	23
第 3	通信の確保	24
第 4	情報収集・提供等の体制整備	24
1	基本的考え方	24

2	警報等の伝達に必要な準備 .....	26
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備 .....	27
4	被災情報の収集・報告に必要な準備 .....	28
<b>第5</b>	<b>研修及び訓練</b> .....	<b>28</b>
1	研修 .....	28
2	訓練 .....	29
<b>第2章</b>	<b>避難、救援に関する平素からの備え</b> .....	<b>31</b>
1	避難に関する基本的事項 .....	31
2	避難実施要領のパターンの作成 .....	32
3	救援に関する基本的事項 .....	33
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等.....	33
5	避難施設の指定への協力 .....	34
6	生活関連等施設の把握等 .....	34
<b>第3章</b>	<b>物資及び資材の備蓄、整備</b> .....	<b>36</b>
1	市における備蓄.....	36
2	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 .....	36
<b>第4章</b>	<b>国民保護に関する啓発</b> .....	<b>38</b>
1	国民保護措置に関する啓発 .....	38
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発.....	38
<b>第3編</b>	<b>武力攻撃事態等への対処</b> .....	<b>39</b>
<b>第1章</b>	<b>初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</b> .....	<b>39</b>
1	国民保護措置の実施体制の概要 .....	39
2	事態認定前等における初動体制及び初動措置 .....	39
3	市対策本部を設置すべき市の指定の要請.....	41
<b>第2章</b>	<b>市対策本部の設置等</b> .....	<b>42</b>
1	市対策本部の設置 .....	42
2	通信の確保 .....	45
<b>第3章</b>	<b>関係機関相互の連携</b> .....	<b>47</b>
1	国・県の対策本部との連携 .....	47
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等 .....	47
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 .....	47
4	他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託.....	48
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 .....	49
6	市の行う応援等 .....	49
7	ボランティア団体等に対する支援等 .....	49
8	住民への協力要請 .....	50
<b>第4章</b>	<b>警報及び避難の指示等</b> .....	<b>51</b>
<b>第1</b>	<b>警報の伝達等</b> .....	<b>51</b>

1	警報の内容の伝達等	51
2	警報の内容の伝達方法	51
3	緊急通報の伝達及び通知	52
<b>第2</b>	<b>避難住民の誘導等</b>	<b>53</b>
1	避難の指示の通知・伝達	53
2	避難実施要領の策定	54
3	避難住民の誘導	56
4	武力攻撃事態の類型に応じた避難の誘導	59
<b>第5章</b>	<b>救援</b>	<b>62</b>
1	救援の実施	62
2	関係機関との連携	62
3	救援の内容	63
<b>第6章</b>	<b>安否情報の収集・提供</b>	<b>65</b>
1	安否情報の収集	65
2	県に対する報告	66
3	安否情報の照会に対する回答	66
4	日本赤十字社に対する協力	67
<b>第7章</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>68</b>
<b>第1</b>	<b>武力攻撃災害への対処</b>	<b>68</b>
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	68
2	武力攻撃災害の兆候の通報	68
<b>第2</b>	<b>応急措置等</b>	<b>69</b>
1	退避の指示	69
2	警戒区域の設定	70
3	応急公用負担等	71
4	消防に関する措置等	72
<b>第3</b>	<b>生活関連等施設における災害への対処等</b>	<b>73</b>
1	生活関連等施設の安全確保	73
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	73
<b>第4</b>	<b>NBC攻撃による災害への対処等</b>	<b>74</b>
1	NBC攻撃による災害への対処	74
<b>第8章</b>	<b>被災情報の収集及び報告</b>	<b>77</b>
1	被災情報の収集及び報告	77
<b>第9章</b>	<b>保健衛生の確保その他の措置</b>	<b>78</b>
1	保健衛生の確保	78
2	廃棄物の処理	79
<b>第10章</b>	<b>国民生活の安定に関する措置</b>	<b>80</b>
1	生活関連物資等の価格安定	80
2	避難住民等の生活安定等	80
3	生活基盤等の確保	80

4 相談体制の整備.....	80
<b>第11章 特殊標章等の交付及び管理.....</b>	<b>81</b>
1 特殊標章等の意義.....	81
2 特殊標章等の公布及び管理.....	81
<b>第4編 復旧等.....</b>	<b>83</b>
<b>第1章 応急の復旧.....</b>	<b>83</b>
1 基本的考え方.....	83
2 公共的施設の応急の復旧.....	83
<b>第2章 武力攻撃災害の復旧.....</b>	<b>84</b>
<b>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等.....</b>	<b>85</b>
1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求.....	85
2 損失補償及び損害補償.....	85
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん.....	85
<b>第5編 緊急処理事態への対処.....</b>	<b>86</b>
1 緊急処理事態.....	86
2 緊急処理事態における警報の通知及び伝達.....	86
<b>国民保護計画用語集.....</b>	<b>87</b>

# 第1編 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等

清須市（市長及びその他の執行機関をいう。以下「市」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護することの重要性にかんがみ、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務、国民の保護に関する計画の位置づけ、構成等について定める。

### 1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

#### (1) 市の責務

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び愛知県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急対処事態における緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を総合的に推進する。

#### (2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

#### (3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、同法第35条第2項各号及び第182条第2項に基づき、次の事項について定める。

- ① 市の区域に係る国民保護措置等の総合的な推進に関する事項
- ② 市が実施する国民保護法第16条第1項及び第2項に規定する国民保護措置等に関する事項
- ③ 国民保護措置等を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民保護措置等を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民保護措置等の実施に関するほかの地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項

### 2 国民保護措置等の対象

市は、国民保護法により市の区域に係る国民保護措置等を実施することとされているため、国民保護措置等の実施に当たっては、市民に限らず市の区域に係る全ての国民を対象とする。

また、本市に居住し、又は滞在している外国人についても対象とする。

### 3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

### 4 市国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

#### (2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 第2章 国民保護措置等に関する基本方針

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、国民保護法その他の法令、基本指針、県国民保護計画及び市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、特に留意すべき事項についての基本方針を次のとおり定める。

### (1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。

国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、武力攻撃事態等並びに緊急対処事態において広域にわたる避難、NBC 攻撃による災害等の特有の事項に対応できるよう、国、県、近隣市町、西春日井広域事務組合（以下「消防組合」という。）並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置等の実施に関して必要があると認めるときは、国民に対して協力を要請する。この場合において、国民の自発的な意思を尊重し、強制にわたることのないようにする。

なお、本市に居住し、又は滞在している外国人についても同様とする。

また、市は、自主防災組織及びボランティアにより行われる国民保護措置等に資するための自発的な活動に対して必要な支援を行うように努める。

### (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性をかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指

定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

(7) 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、警報及び緊急通報の伝達や避難誘導、救援などの国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章の交付等の国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(8) 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保

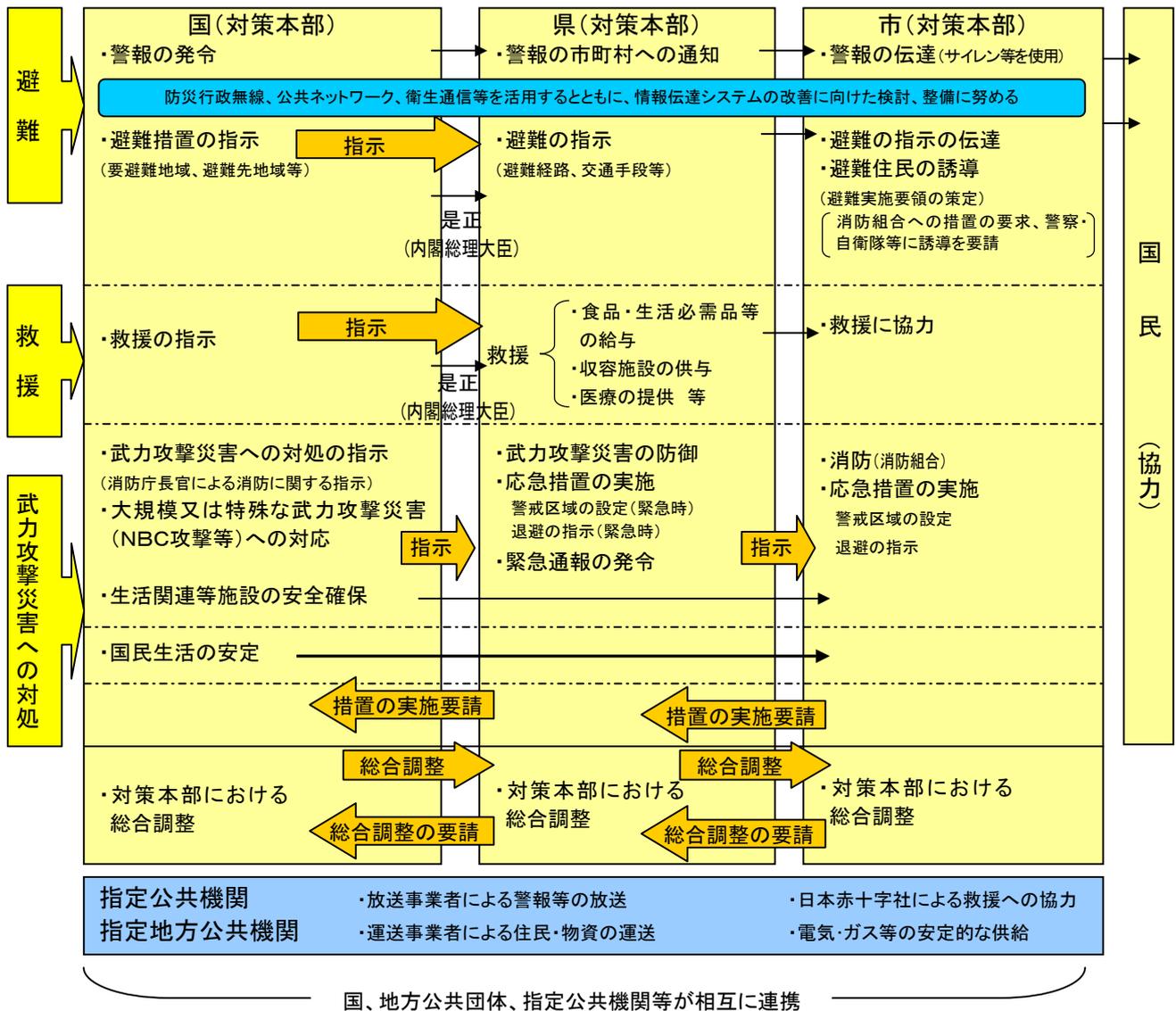
市は、市の区域に係る国民保護措置等について、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、県、消防機関等との連携を密にし緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、その内容に応じ、国民保護措置等に従事する市職員等の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じ、必要な情報を随時十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の概要等

市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割及び関係機関の事務や事業の概要等について次のとおり示す。

#### 1 国民保護措置等の基本的な仕組み



「注」 緊急対処保護措置についても、上記と同様の仕組みで実施される。  
ただし、緊急対処事態においては、国の緊急対処事態対策本部長による総合調整及び内閣総理大臣による是正措置は行われない。

**2 関係機関の事務又は業務の概要**

国民保護措置等について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる事務又は業務を処理する。

**【市】**

機関の名称	事務又は業務の概要
清須市	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市国民保護計画の作成</li> <li>2 市国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施（消防に関する事務については、消防組合において処理）</li> <li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>

**【一部事務組合】**

機関の名称	事務又は業務の概要
西春日井広域事務組合消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 消防・救助活動の実施</li> <li>2 通信体制、情報収集・提供体制、装備・資機材の整備</li> <li>3 特殊標章の交付・管理</li> <li>4 生活関連等施設・危険物質等（消防法に関するものに限定。）取扱所の対策</li> <li>5 事業所に対する避難等自主防災体制の指導</li> </ol>

**【県】**

機関の名称	事務又は業務の概要
愛知県	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県国民保護計画の作成</li> <li>2 県国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 県国民保護対策本部等の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> </ol>

機関の名称	事務又は業務の概要
	7 救援の実施、安否情報の収集・整理及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示（緊急時）、警戒区域の設定（緊急時）、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

## 【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の概要
中部管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
東海総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関する こと 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
東海財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定立会
東海北陸厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
愛知労働局	1 被災者の雇用対策
東海農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
中部経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部	1 危険物等の保全
中部地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧
中部運輸局	1 運送事業者への連絡調整

機関の名称	事務又は業務の概要
	2 運送施設及び車両の安全保安
東京管区気象台（名古屋地方気象台）	1 気象状況の把握及び情報の提供
中部地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の種類	事務又は業務の概要
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置等の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
水道事業者 水道用水供給事業者 工業用水道事業者	1 水の安定的な供給
日本郵政公社	1 郵便の確保
病院その他の医療機関	1 医療の確保
河川管理施設、道路の管理者	1 河川管理施設、道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

## 第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置等を適切に実施するため、地域の地理的、社会的特徴等について把握することとし、国民保護措置等の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等を次のとおり考察する。

### 1 地理的特徴

#### (1) 位置

本市は、濃尾平野の中央部、愛知県西部に位置し、政令指定都市である名古屋市に隣接しており、名古屋中心部から5kmの至近距離にある。

市役所（清須市須ケロ1238番地）は、東経136°51'20"、北緯35°11'50"に位置する。

#### 【位置図】



#### 【隣接する自治体】

東	名古屋市西区
西	海部郡甚目寺町
南	名古屋市中村区
北	西春日井郡春日町、稲沢市

#### (2) 地勢

東西約5km、南北約5.5kmで、総面積は1,331haとなる。土地の標高は、最高7.7m、最低1.9mで、ほとんどの地域は海拔10m未満と起伏のない低地となっている。

本市は古来から中部山岳地帯に源を発する木曾川・庄内川の氾濫が原因となって発達した沖積地で、起伏がなくおおむね平坦であるが、わずかに北部から南部へ緩い傾斜をなしている。

河川は、市の中央を新川が貫流し、西部に五条川が流れ、市の南端で新川と合流している。南東部には庄内川が流れ、平常時でも自然排水が困難な状態にあり、潜在的に洪水の危険性をはらんでいる。

また、地下水の状況については、低地の地下水位はGL=-2m前後と常に浅い位置にある。

(3) 気候

気候は、東海型気候を示し、暖候期は高温・多雨、寒候期は少雨・乾燥する特徴があるが、一般的に温暖である。

年平均気温は15℃前後で、8月が最も平均気温が高く、1月が最も平均気温が低くなっている。

降水量は、平成17年は少なかったが、1971年から2000年までの30年間の平均値をみると、約1,560mmで、梅雨前線、秋雨前線や台風の影響により、6～7月、9月に降水量が多い。

風向きは、夏期を除くと、ほとんどが北西で、平均風速は3m/s前後であるが、最大風速(10分間の平均風速)が10m/sを超える月も多く、平成17年の9月のように、台風などの影響により最大瞬間風速が30m/s前後を記録することもある。

【気象状況(平成17年)】

月	平均気温 ℃	平均風速 m/s	最大風速 m/s	最大瞬間風速 m/s	降水量 mm	日降水量の最大 mm
1月	4.6	3.3	11.3	21.0	10.5	8.0
2月	4.8	3.6	10.0	18.5	67.5	15.0
3月	7.8	3.4	11.2	22.0	131.5	50.5
4月	15	3.1	10.8	22.8	57.0	24.0
5月	18.3	3.2	11.3	19.9	111.5	31.0
6月	24	2.5	8.4	14.1	57.5	14.0
7月	26.7	2.7	9.5	16.6	138.5	71.5
8月	28.1	3.0	9.1	15.9	84.5	24.5
9月	25.5	2.9	13.0	29.1	69.5	40.0
10月	19	2.3	7.8	13.3	92.5	22.0
11月	11.6	2.5	10.2	18.0	47.0	41.0
12月	3.4	2.7	10.7	19.3	33.0	11.5

資料：名古屋地方気象台

(4) 土地利用

総面積1,331haが都市計画区域に指定され、うち市街化区域は1,103ha(82.9%)である。また、市街化調整区域は清洲地区や新川地区に多い。

平成14年における土地利用の構成は、宅地が600ha(45.1%)でそのうち住宅地が331haを占めており、本市の宅地面積の割合が極めて高い。一方、農地は234ha(17.6%)となっている。

人口集中地区には住宅と工業が混在しており、また、建築基準法制定以前に形成された不適格住宅密集地区もある。

なお、新駅尾張星の宮駅周辺などを中心とした農地についても、都市的土地利用への転用は着実に進んでおり、今後もこの傾向は続くものと推定される。

2 社会的特徴

(1) 人口及び世帯

昭和30年代後半から大小の宅地開発が進められた結果、市の人口は急激に増加し昭和40年代前半において全国・県内平均を上回る人口増加率を示していた。しかし昭和50年代に入って名鉄線沿いの市中心部の人口が減少したため昭和60年には54,000人を割った。その後、微増減を繰り返し、平成17年は55,039人と、平成12年よりも0.3%の微増となっている。

一方、世帯数は増加を続け、平成17年は20,861世帯にのぼり、1世帯当たりの人員は2.6人となり、核家族化の傾向を強めている。

人口密度は高く、平成17年は1km<sup>2</sup>当たり4,135人に上り、県平均(1km<sup>2</sup>当たり1,406人)を大きく上回っている。

【人口及び世帯数の推移】

	人口	世帯数	1世帯当り人口	人口密度(人/km <sup>2</sup> )
平成12年	54,893人	19,743世帯	2.8人	4,124人
平成17年	55,039人	20,861世帯	2.6人	4,135人

※各年10月1日現在

資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成比

年齢3区分別人口構成比をみると、平成17年4月1日現在では、15歳未満の年少人口が13.9%、15～64歳の生産年齢人口が67.2%、65歳以上の高齢人口が17.7%となっている。本市の年齢構成は、県平均(年少人口14.9%、生産年齢人口67.9%、高齢人口16.8%)と比較すると、年少人口の割合がやや低く、高齢人口がやや高い割合となっている。

(3) 人口分布

本市は、名古屋市に隣接しているため人口密度が高く、特に東部に人口密度の高い地区が多くみられる。1km<sup>2</sup>当たり1万人を超える地区もあり、西枇杷島町問屋町は1km<sup>2</sup>当たり2万人を超えている。

【人口密度が1km<sup>2</sup>当たり1万人を超える地区】

	1km <sup>2</sup>
西枇杷島町上新地	12,471
西枇杷島町北大和町	14,365
西枇杷島町南大和町	13,483
西枇杷島町問屋町	20,679
西枇杷島町泉町	11,860
西枇杷島町恵比寿	14,388
西枇杷島町旭二丁目	14,086
西枇杷島町旭三丁目	11,206
西枇杷島町南松原	10,102
西枇杷島町東笹子原	10,866

※平成15年11月現在



(資料：平成15年度都市計画基礎調査データより算出)

(4) 夜間人口と昼間人口

本市は、県内でも有数の工業地帯が形成され、長く昼間人口が夜間人口を上回っていた。しかし、平成12年には西枇杷地区を除き、流出人口が流入人口を上回っている。これは住宅開発が進み、名古屋のベッドタウンとしての性格を強める一方、日本経済におけるサービス産業の比重が大きくなってきたことや、製造業における合理化が進んだためと考えられ、今後もこうした傾向が継続することが推定される。

【夜間人口と昼間人口】

単位：人

	常住地による人口		従業地・通学地による人口		昼夜間人口比率 (b)/(a)
	総数(a) (夜間人口)	流出人口 (従業地・通学地人口)	総数(b) (昼間人口)	流入人口 (従業地・通学地人口)	
旧西枇杷島町	16,730	6,181	18,906	8,357	113.0%
旧清洲町	18,989	8,013	15,864	4,888	83.5%
旧新川町	18,556	7,430	16,936	5,810	91.3%
清須市合計	54,275	21,624	51,706	19,055	95.3%

※平成12年10月1日現在

(資料：国勢調査)

(5) 道路及び鉄道の位置等

① 道路

国土幹線軸である東名阪自動車道が通過しており、これと平行して外環道路である国道302号が市の北部を通過している。市北部に位置する清洲ジャンクションからは地域高規格道路である名古屋高速道路16号一宮線が通っており、平成19年度には清洲ジャンクションから名古屋市内に通じる名古屋高速道路6号清洲線が完成する予定である。また、名古屋高速道路と平行して市の東端部を通過している国道22号(名岐バイパス)と、JR東海道本線の間をほぼ平行に走る主要地方道名古屋祖父江線の2路線が名古屋都市圏の放射状道路としてある。また、名古屋市の外周部を通る環状道路として主要地方道名古屋第二環状線が市南東部を通過している。そのほか新川清洲線、新川甚目寺線、祖父西枇杷島線などの一般県道があり、地域における幹線道路としての役割を担っている。

② 鉄道

鉄道は、市南西部、旧市街地の中心部を名鉄名古屋本線が走り、市内には西枇杷島駅、ニツ杵駅、新川橋駅、須ヶ口駅、丸の内駅、新清洲駅が設置されているほか、市東部には名鉄犬山線の下井田駅がある。須ヶ口駅は、名鉄津島線の分岐する駅で特急を含む車両が停車するため、乗降客数は1日平均1万人以上を数える。また、市の区域を11時の方向に分断するようにJR東海道本線と東海道新幹線が通過し、市内にはJR東海道本線の枇杷島駅がある。さらに、東海交通事業城北線が市の東部を走り、枇杷島駅と尾張星の宮駅が設置されている。

【道路、鉄道の状況】



(6) 自衛隊施設等

本市周辺には、自衛隊施設は、陸上自衛隊及び航空自衛隊の4施設が存在している。

【本市周辺の自衛隊施設一覧】

施設名	主要部隊等	所在地
陸上自衛隊守山駐屯地	第10師団司令部 第35普通科連隊	名古屋市
陸上自衛隊春日井駐屯地	第10後方支援連隊	春日井市
航空自衛隊小牧基地	第1輸送航空隊	小牧市
航空自衛隊高蔵寺分屯基地	第2補給処高蔵寺支処	春日井市

(7) その他の重要な施設

本市に隣接する名古屋市では、名古屋臨海地区が石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。

【石油コンビナート等特別防災区域】

H17.4.1 現在

地区名	面積 (千m <sup>2</sup> )	貯蔵・取扱・処理量		特定事業所			その他事業所
		石油 (千kl)	高圧ガス (千万Nm <sup>3</sup> )	第1種	第2種	合計	
名古屋臨界	86,552	8,449	573,916	26	20	46	141

**3 市の特徴**

本市の特徴として、以下の点があげられる。

- 本市は政令指定都市であり、工業地帯が広がる名古屋市に隣接しており、同市のベッドタウンとなっている。
- 市内には、自然廃水が困難な河川が流れており、低地帯の本市では、内水氾濫型の浸水被害が頻発している。
- 本市の東に隣接する名古屋市西区には多くの企業が立地し、南に隣接する名古屋市中村区は名古屋市の鉄道の中心・名古屋駅を有する名古屋の玄関的な役割を担っており、いずれの地域も、10万人を超える住民が居住している。
- 人口密度が1km<sup>2</sup>当たり1万人を超える地区が市の東部には多数ある。
- 国土幹線軸である東名阪自動車道をはじめ、名古屋高速道路、国道302号、国道22号など主要な道路が行き交う交通の要所となっている。
- 鉄道は、名鉄名古屋本線、名鉄犬山線、名鉄津島線、JR東海道本線などが通過しており、須ヶ口駅においては、1日の平均利用客が1万人を越える。

以上の市の特徴から、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害においては、駅の周辺、人口集中地区、主要な道路が走る地域など、社会的混乱を招くおそれがある場所を特に配慮する必要がある。

また、隣接する名古屋市には、通勤や通学している住民も多いため、名古屋市との十分な連携を図りながら、避難や救援をはじめとする国民保護措置等の実施にあたっていくことが必要である。

そして、庄内川をはじめとする河川が被災した場合は道路が冠水し、避難や輸送など、住民に大きな影響が及ぶことが考えられるため、河川、道路・橋梁の管理者等、関係機関との連携を密にし、管理体制や情報収集体制を整備しておくことも重要である。

## 第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、基本指針に基づき県国民保護計画において想定している武力攻撃事態の類型及び緊急対処事態の事態例を対象として定める。

### 1 武力攻撃事態の類型

#### (1) 着上陸侵攻

- ① 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともにその期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶及び戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- ② 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。
- ③ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすい。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。
- ④ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。
- ⑤ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復興が重要な課題となる。

#### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ① 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市の中核、鉄道、橋梁、ダム等に対する注意が必要である。
- ② 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生も想定される。また、汚い爆弾（爆薬と放射性物質を組み合わせた爆弾。以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。
- ③ ゲリラ及び特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、知事及び県警察は、市町村（消防機関を含む。）、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報、市町村長又は知事の退避の指示等時宜に応じた措置を行うことが必要である。

(3) 弾道ミサイル攻撃

- ① 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。
- ② 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。
- ③ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。

(4) 航空攻撃

- ① 弾道ミサイル攻撃の場合に比べてその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- ② 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- ③ なお、航空攻撃は、その意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。
- ④ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- ⑤ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

**2 緊急対処事態の種類**

(1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ア 原子力事業所等の破壊
  - イ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
  - ウ 危険物積載船への攻撃
  - エ ダムの破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
  - ア 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
  - イ 列車等の爆破

(2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ア ダーティボム等の爆発による放射能の拡散

- イ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
  - ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
  - エ 水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
  - イ 弾道ミサイル等の飛来